

## はしがき

本研究会はエスニック・マイノリティに関心を持つ若手研究者たちによって、2010年11月に設立された。設立の主旨は以下の通りである。

### エスニック・マイノリティ研究会 (Association for Ethnic Minority Studies) 設立主旨

- ネーション、民族、エスニシティなどについての知識を共有しつつ「エスニック・マイノリティ」とは何なのかを学術的に議論していく場を提供する。
- 先行研究に関する知識を共有するとともに、その議論の有効性や各自の研究に対する示唆について考える。
- 各自の研究や外部の講演者の研究から、他地域の実情を把握し、各自の研究に生かす。

## 第二期研究会報告

第2期(2011年8月～2012年7月)には、エスニシティおよびそれにまつわる制度面(市民権・国籍など)を扱った代表的学術著作を精読し、知識を共有することを中心に研究会活動が行われた。各回の具体的な内容は以下の通りである。

### 第十四回研究会

(2011年11月19日、於 早稲田大学)

【書評】キムリッカ『多文化時代の市民権』序章～第三章

[担当] 鈴木 珠美

(東京外国語大学海外事情研究所)

書誌情報:

ウィル・キムリッカ著『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』(角田猛之ほか〔監訳〕、晃洋書房、1998年)

### 概要

著者は、カナダの政治学者である。本書では、マイノリティの権利をいかに民主主義、自由主義と両立させるかが主題のひとつとなっている。著者がこうしたテーマにいたった背景には、1990年代半ば以降のアジアや中東、ラテン・アメリカ、アフリカ、そして社会主義後の欧州において新たに民主化が進んだという世界的な変化があった。鈴木木の担当した序章、第2・3章においては、マイノリティの権利、特に集団的権利の理論的基礎構築について、主に移民国家であるアメリカ合衆国とカナダの豊富な事例を引いて説明されていた。カナダ出身の著者は、民主主義を土台としてこうした理論を展開する。報告後には、著者の理論的基礎や本書執筆の意図、そして民主化やグローバル化といった社会の変容を経験し、植民地に関する歴史研究の進展を経た現時点から見た本書の意義にいたるまで、中国や台湾、欧州の事例を踏まえつつ活発な議論が行われた。

(鈴木 珠美)

### 第十五回研究会

(2011年12月3日、於 早稲田大学)

【書評】アーレント『全体主義の起原 帝国主義』

[担当] 辻河 典子

(東京大学大学院総合文化研究科)

書誌情報:

ハナ・アーレント著『全体主義の起原 2 帝国主義』(大島通義・大島かおり〔訳〕、みすず書房、1981年)

**概要**

1951年刊行の本書はナチズムやスターリニズムなどを包括した「全体主義」研究の古典的著作であり、「反ユダヤ主義」・「帝国主義」・「全体主義」の3部から構成される。今回は19世紀末から戦間期を扱った第2部「帝国主義」を取り上げた。

著者は、運動そのものの自己目的化という点で全体主義を帝国主義的膨張の後継者と見なした。帝国主義的膨張の中で、植民地支配の統治原理として人種主義と官僚制が発展する。欧州大陸内の本国との隣接地域に植民地を求めた大陸帝国主義は、人種主義的傾向を持つ汎民族運動と結びつき、大衆を反／超政党的運動に組織した。第一次世界大戦後には国民国家の枠組みから外れる少数民族と無国籍者が立ち現れる。法的制度よりもナショナルな原理が優先される状況、あるいは全体主義政権が無国籍者の監視目的で警察権力を拡大させる状況は、国民国家の内部崩壊を招いた。

当日の議論では少数民族・無国籍者・亡命者の問題に関心が集まり、本書で言及された少数民族条約の条文も研究会のメーリングリストで後日回覧した。

(辻河 典子)

**第十六回研究会**

(2011年12月17日、於 早稲田大学)

【書評】キムリッカ『多文化時代の市民権』第四章～第五章

[担当] 持田 洋平

(慶応義塾大学大学院文学研究科)

**概要**

持田は、本書の第4・5章を担当した。

第4章において、キムリッカは民族的マイノリティの権利に関する諸問題が自由主義の伝統の中でどのように扱われていたのか、またそれらの問題が戦後の世界において忘れ去られてしまった理由は何なのかといった点について、簡単にまとめ

ている。第5章では、本書のキーワードの一つとなる「社会構成的文化」(societal cultures)に関する定義を行ったうえで、民族的マイノリティがそれにアクセスする権利を有することが自由主義における個人の自由・自律の尊重という原則と矛盾しないことを具体的に示すと共に、移民に対して民族的マイノリティと同等の権利を認めないことへの説明や、いくつかの難解な事例に関する考察などを行っている。

発表後の討論では、発表者自身も含め各参加者の専門とする地域・領域と対比した議論が多く提示され、逆説的ではあるが、討論の多様な広がりをもたせさせた、キムリッカの議論が含有する広範な射程に気付かされることとなった。

(持田 洋平)

**第十七回研究会**

(2012年1月15日、於 早稲田大学)

【ワークショップ】「<sup>い</sup>彝文化と日本文化の対話：現状分析と討論」

**概要**

2012年1月15日(日)の15時から早稲田大学早稲田キャンパス9号館9階のアジア研究機構会議室において、本研究会第1回のワークショップ「彝文化と日本文化の対話—現状分析と討論」が行われた。

まず西南民族大学彝学学院院长の羅慶春教授に「彝族の歴史文化と現代母語教育」というテーマで開幕講演をしていただいた。

これに続いて、本研究会メンバーの児倉徳和、小林亮介、辻河典子、角田延之、森下嘉之が、それぞれの学術的視角から、日本文化についての解釈を示した。これに対して、西南民族大学の楊玲教授、吉金光教授、蔡富蓮教授、依烏教授からコメントが寄せられた。

(松岡 格)

**第十八回研究会**

(2012年1月22日、於 早稲田大学)

【研究報告】学習と解釈を通じた自己形成過程—ブエノスアイレスのユダヤ教改宗者を事例として

[報告者] 宇田川 彩

(東京大学大学院総合文化研究科)

**概要**

発表者は2011年1月より2年間の予定でアルゼンチン、ブエノスアイレスのユダヤ人コミュニティにおける現地調査を続行しており、本研究発表は当調査の中間報告に当たるものである。移民国アルゼンチンで、20世紀前半までに東欧移民を中心に築かれたユダヤ人コミュニティは現在20万人程度の規模である。主要な事例として、ユダヤ研究機関「セミナリオ・ラビニコ」でのユダヤ教への改宗者向けのプログラムを取り上げ、微視的な視点からインタビューに基づいた分析を行った。ウルリッヒ・ベックが現代社会における宗教的なシンボルの並置を「あれも、これも」という比喻で語ったように、「ユダヤ人」であることや「ユダヤ教」についての理解・解釈は、個人史や家族史から紡ぎだされたものである。一方では、正統派・保守派・改革派の併存するコミュニティ政治の文脈からは「あれか、これか」という定義が求められることから、改宗者は自己の理解とのあいだで境界的な位置に置かれることになる。質疑応答では、他研究との間の位置づけや使用される現地語を丹念に文脈付ける必要などが指摘された。

(宇田川 彩)

**第十九回研究会**

(2012年1月28日、於 東京外国語大学)

【書評】キムリッカ『多文化時代の市民権』第六章～第七章

[担当] 小林 亮介

(日本学術振興会)

**概要**

多くの自由主義者は、人々が特定の文化に帰属することの利益は、市民としての共通の権利(普遍的な個人の権利)の保護を通じて十分に守られるのであり、国家はエスニシティの差異に対して「好意的無視」をもって臨むべきとしてきた。しかし、キムリッカは、普遍主義的立場は、不可避免的に多数派の利益の擁護へと帰結してしまうと述べる。公用語・政治的単位の境界・権限の配分という分野において、国家は複数の社会構成文化のいずれかを支援せざるを得ないからである。それゆえ、国家がマイノリティ文化の成員の不平等を是正するためにも、集団的な自治権を重視すべきなのである。他方、こうした集団的権利が定義・解釈される決定手続きの公正さも考慮しなければならない。その際、個人の政治的権利の保証だけではなく、多様な集団が議会で一定の議席を確保する「集団的代表」の発想が必要となる。キムリッカによれば、それは具体的な代表のされ方や責任の負い方について課題を抱えつつも、既存の民主主義・自由主義と両立可能なものである。

(小林 亮介)

**第二十回研究会**

(2012年2月4日、於 早稲田大学)

【書評】キムリッカ『多文化時代の市民権』第八章～第九章、書評

[報告者] 松岡 格

(早稲田大学アジア研究機構)

中澤 拓哉

(東京大学大学院総合文化研究科)

**概要**

今回の報告では、松岡が『多文化時代の市民権』の第8・9章を紹介し、中澤が同書に対する書評を紹介した。

松岡の報告によれば、キムリッカは第8章にお

いて共同体論を斥け、あくまで個人の自由をその論の基礎に置いている。だが同時に、不寛容な共同体であっても対話・交渉によって問題解決は図られるべきであると彼は述べている。第9章では多民族国家においてエスニック・マイノリティの文化権を反映した政治制度にはどのようなものがあり得るかを具体的な例を挙げて考察している。

中澤は、同書に対する多くの書評において指摘される論点を、(1) 適用をめぐる問題、(2) 本質的な問題、に整理した。(1) については、キムリック理論の鍵概念の1つである「対外的防御」と「対内的制約」は簡単に切り分けられず、むしろ前者のために後者が要請される場合もあるのではないか、という点などが、(2) については、均一かつ境界画定が可能な諸文化で覆われた世界という世界観が単純すぎるという点や、「寛容」という言説の孕む権力性などが、それぞれ指摘された。

(中澤 拓哉)

## 第二十一回研究会

(2012年3月25日、於 早稲田大学)

【書評】トーパー『パスポートの発明』

第一章～第二章

[担当] 小林 亮介

(日本学術振興会)

角田 延之

(筑波大学大学院人文社会科学研究所)

書誌情報：

ジョン・C. トーパー『パスポートの発明—監視・シティズンシップ・国家』(藤川隆男 [訳]、法政大学出版局、2008年)

## 概要

近代国民国家は、領域的存在であると同時に、人間集団の組織でもある。国家は物理的な国境のみならず、国境の内側にいる人間のあいだにも、

国民と非-国民の境界をもうけ、これを維持しなければならない。本書は、パスポート・書類による人間の移動に対する管理の出現を、国家の本質的な一面であるとみなし、国家によるこうした移動管理の歴史的発展過程に注目しつつ、「国民国家」<sup>ネーションステイト</sup>という思想の「制度化」を解明しようとする試みである。第1章では、国家がパスポート制度や官僚制の構築、法的規範の創設を通じて、人の移動を規制する権限を国家以外の社会集団・私的団体から「収奪」していったことを述べる。このように、身分証明の文書と国家権力が密接に結びついた体系の中で、個人は国家の行政上の国民として「掌握」されていくのであるが、この国民の「制度化」のプロセスは、まさにフランス革命を画期として始動したものだだったのである。

(小林 亮介)

第2章でトーパーは、最新のフランス革命史研究の成果を踏まえつつ、議会議事録をはじめとした一次史料を読み解き、アンシャン・レジーム期およびフランス革命期の身分証明書発行の推移を簡潔に述べている。それにより、身分証明書に関する革命家の認識の差異、またその制度の不安定性が明らかにされている。著者のまとめるところによれば、革命期の政府は、現実もしくは空想上の、国内外の敵に包囲されていたために、パスポートによる管理や他の書類という手段を用いて疑わしい人間の移動を規制しようとしたが、当時の政府の能力では合法的な移動手段を効果的に独占することはできなかった。だがその試行錯誤の過程で、民籍証書が創設された。これにより新たに増加したフランス人を個々に世俗的に登録することによって、フランスの新しい体制は、国民を掌握しその目的に応じて利用するという意味では、進歩をとげたのである。

(角田 延之)

**第二十二回研究会**

(2012年4月21日、於 東京外国語大学)

【書評】 トーピー『パスポートの発明』

## 第三章

[担当] 鈴木 珠美

(東京外国語大学海外事情研究所)

**概要**

第3章は19世紀ドイツ諸邦での移動の自由の進展を主題とする。ここでは、産業資本主義の最先端であった同時代の英国との比較をまじえ、19世紀末に急激に進展した自由主義的立場からの移動の自由の拡大過程と、国家による住民掌握が治安維持から個人の身元証明へと転換する様相が叙述されている。移動の自由はプロイセンにおいて国民を戦争に動員するために導入された。その後、旅券制度が「古い重商主義的態度」や「治安の維持」を根拠とした統制を受けながら次第に確立された。著者は、同制度とともに、国家とくに警察による住民「掌握」の試みや身元の管理統制がなされたとする。1848年革命、経済的資本主義の発展を受けて移動の自由は飛躍的に拡大し、最終的には治安維持目的の監視やパスポートによる規制が解消されるに至る。だが同時に国家は住民の身元の立証を要求した。つまり民主化とともに移動規制よりも身元確認が重視され始めたのであった。

(鈴木 珠美)

**第二十三回研究会**

(2012年5月13日、於 早稲田大学)

【書評】 トーピー『パスポートの発明』

## 第四章

[担当] 松岡 格

(早稲田大学アジア研究機構)

**概要**

本章では、19世紀末から20世紀前半までの時期を中心に、西欧諸国において多種の身分証明書

が広まり、それによって「国民」と「外国人」の間の境界線が明確化されていく過程について検証している。

まず、特定のエスニック・グループを対象に移動規制が加えられた初期の例として、特に19世紀末にアメリカで採択された「中国人移民」排斥法をめぐる動きが挙げられ、「中国人移民」の管理のため身分証明書制度が整備され、そうした管理が強化されていく過程を例証している。あわせてフランスにおける外国人の身分登録の義務化、ドイツにおけるパスポート管理の「復活」の動きが紹介されている。

そして第一次世界大戦勃発後の動きとして、自由を重視するという意味で抑制されていたパスポートによる国民・外国人の管理が、フランス、イギリス、ドイツ、イタリアなどにおいて国民・外国人の移動規制強化のため「一時的」に再導入されていく様子が描かれている。当初これは「一時的」な再導入であったが、やがてこれが恒久化されていく。そして移民国家のアメリカにおいても入国管理が厳格化されることで、「レッセ・フェール」の時代は終焉を遂げる。

このようにパスポートによる規制が「再導入」され、戦後もそれが続けられることによって、誰が国民であるか特定し、国民と非国民を区別し、「国民国家」として国家を構築する政府の能力が拡大したと、トーピーは指摘している。

参加者からは、移民規制関連法の名称をもっと具体的に表記してほしいとの注文や、本書で言及されている「広東証明書」は「広州証明書」の誤りであるとの指摘がなされた他、「共産主義対策」のために貧民を国外へと排出しようとした当時の国家の動きが確認された。

(松岡 格)

**第二十四回研究会**

(2012年6月10日、於 早稲田大学)

【書評】 トーピー『パスポートの発明』

## 第五章～結論、書評

[担当] 辻河 典子

(東京大学大学院総合文化研究科)

山崎 典子

(東京大学大学院総合文化研究科)

## 概要

第一次世界大戦以降の時期を扱った第5章を辻河が担当し、結論部を参加者で確認しながら、山崎による書評紹介を問題提起として議論を行った。

第一次世界大戦後には国家が合法的な移手段の独占を果たす一方で、国民国家の枠から外れる少数民族や無国籍者が問題となった。ナチスは人口の特定・掌握のために徹底した身元確認の機構を構築した。第二次世界大戦後には個々の難民の基本的な人権が認められ、国民への帰属にもとづいて難民を扱う従来の方針が転換される。ヨーロッパでは移動の自由の拡大を目指す動きも生じた。

本書についての各書評では、パスポートという題材の独自性が評価される一方、西欧・合衆国での制度・法的枠組みへの議論の偏りが批判されている。参加者もこれらに概ね同意したが、制度・法的枠組みに限ることで客観的な議論となった意義も指摘された。移民の重層的アイデンティティや他地域の事例についても議論され、東南アジアの植民地経済における移民の事例の紹介等から宗主国と植民地の関係を考察する必要性も検討された。

(辻河 典子)

## 第二十五回研究会

(2012年7月8日、於 早稲田大学)

【研究報告】戦間期チェコスロヴァキア地方行政制度内でのスロヴァキア—実際の制度と対案

[報告者] 香坂 直樹

(跡見学園女子大学)

## 概要

本報告では、地方行政制度を通じて新たな国民国家の領域が形成される事例として、両大戦間期に「スロヴァキア」の事例を考察した。

1993年に独立したスロヴァキア共和国を構成する領域は、第一次世界大戦後のチェコスロヴァキア共和国の建国時に初めて公的な境界線によって区画された。また、建国の時点では、かつてハプスブルク君主国のオーストリア側に属していたいわゆるチェコ側が君主国時代からの州制度を継承した一方で、「スロヴァキア」を一元的に管轄する行政区画は存在していなかった。いわば「スロヴァキア」は、旧オーストリア側で州の地位を保持していたチェコとも、あるいは、ルシン人ないしウクライナ人の自治地域としてチェコスロヴァキアに編入された最東部のポトカルパツカー・ルスとも、異なる地域として、「ネガ」的に定義された。

この後、1920年代に、スロヴァキア政治家は自治要求やそれへの対案といった形でスロヴァキアの行政的地位の向上を要求した。従来の研究は、スロヴァキア・ナショナリズムとチェコスロヴァキア人を一つの民族と想定する共和国の国家理念との衝突としてこの議論を把握していたが、彼らの要求はスロヴァキア内部での経済的・文化的な権限を強化する方向では一致していた。これがスロヴァキア人の主要二政党の妥協と1927年の州制度法の成立と1928年のスロヴァキア州の設置を導いた。以後、「スロヴァキア」という地方行政単位の存在が否定されなかったことを考慮するならば、1928年はスロヴァキアという領域の形成を考える際に重要な転機になったと言えよう。

(香坂 直樹)

## 第二十六回研究会

(2012年7月21日、於 (財) 東方学会)

【ワークショップ】「中国語圏のエスニック・マイノリティ—近現代における社会変化の諸相」

## 概要

2012年7月21日(土)の14時から、東方学会会議室にて、同学会の支援のもと、ワークショップ「中国語圏のエスニック・マイノリティ—近現代における社会変化の諸相」が開催された。

ワークショップ第1セッションでは、児倉徳和「言語から見る『シベ語と漢語』の変容」、バートル「モンゴル族の口承文芸についての考察—語りの現代的実践」、林麗英「台湾原住民族意識と文化志向性の接合点—アワ栽培の復興プロジェクトを中心に」、松岡格「ジンポー族の20世紀—首長制社会とその再編」の4本の研究報告が行われ、これに対して辻河典子、土肥歩から論評と質問がなされた。

第2セッションでは、小林亮介「『ロパ族』・『モンパ族』と近現代—中国・チベット・インドの狭間で」、山崎典子「近代中国におけるイスラームと『民族』概念—ユーラシア地域研究からの一試論」、持田洋平「マジョリティとマイノリティの間で—華人からみるシンガポール、東南アジア」の3本の研究報告が行われ、これに対して遠藤嘉広、香坂直樹から論評と質問がなされた。

どちらのセッションでも、フロアからも多くの意見が出され、充実した議論が行われた。今回、中国語圏におけるマイノリティに関して様々な角度から問題提起が行われたが、特に報告者各自が示す具体事例から、国家・地域・言語・民族に関わる認識の境界線が多様なアクターによって設定・再設定されていること、そうした境界線をめぐる権力関係も重層的なものとして存在していること、マジョリティとマイノリティの間の境界線も操作可能であること、などが指摘・認識されたことが重要な成果である。

(松岡 格)

## ■■■参加体験記■■■

私は当研究会に参加するようになってから間もないが、研究会での議論に大きな刺激を受けている。普段の研究活動では、私の研究地域である東欧の研究者と議論することが多いが、当研究会で東欧からは非常に離れた地域である中国語圏等を専門とする研究者と議論することは、より広い視野で、エスニシティ、マイノリティ、ネイションといった問題を考察する絶好の機会となっている。(東京大学大学院総合文化研究科 遠藤 嘉広)

筆者は本年度より、所属の関係で札幌に転居したことで、エスニック・マイノリティ研究会に参加することが困難になってしまった。研究会から離れたことで、改めて、様々な地域を研究する人が集まる研究会の貴重さを実感している次第である(皆で読む本がないと、どうしても読書量が減ってしまう)。筆者は現在、「境界地域」を主題とするスラブ研究センターに出入りしていることもあり、同センターでの研究も本研究会の活動内容ともリンクする部分が多いと感じる。2013年1月のワークショップでは、そうした点もお伝えできればと思う。

(日本学術振興会 森下 嘉之)

多くの学術領域において、理論研究は個別研究を強化すると言われている。本研究会が主題として扱うエスニシティやナショナリズムに関する理論もまた、多種多様な地域・時代・対象に関心をもつ参加者の研究を促進させることだろう。だが、それにもまして、各参加者の個別研究からもたらされる知見が、既存のエスニシティ理論研究の発展のみならず、新たな学問的枠組みの創造にも貢献する可能性を秘めていると感じる。

(東京大学大学院総合文化研究科 山崎 典子)

■■■ 今後の予定 ■■■

第3期は2012年8月から始まりました。

第3期第4回(通算第30回)研究会は、11月18日(日)に早稲田大学にて開催の予定です。内容はブルーベーカー『フランスとドイツの国籍とネーション』第七章以降と書評を扱います(担当:鶴園裕基、鈴木珠美、持田洋平)。

2013年1月12日(土)に、地域研究コンソーシアム(JCAS)次世代ワークショップのひとつとして、研究会の第3回のワークショップ「地域の『対外的境界』と『内なる境界』—東欧と中国語圏をめぐる研究者の対話」を開催します(共催:北海道大学スラブ研究センター、後援:東京外国語大学海外事情研究所)。2012年7月の第2回ワークショップに引き続き、様々な「境界」がネーションやエスニック・マイノリティといった諸集団に与えた影響について議論を行います。

このワークショップの詳細に関しましては、当研究会のホームページ(URLは右記をご参照ください)にてお伝えいたしますので、是非ご覧ください。

『エスニック・マイノリティ研究会  
ニューズレター』No.2  
2012年10月28日発行

責任編集:

松岡 格

編集:

遠藤 嘉広、香坂 直樹、小林 亮介  
鈴木 珠美、辻河 典子、中澤 拓哉、  
持田 洋平、山崎 典子(五十音順)

発行者:

エスニック・マイノリティ研究会

幹事連絡先:

〒162-0041

東京都新宿区早稲田鶴巻町513

120-1号館 4階401号室

松岡 格

E-mail

songgangge@gmail.com

URL

https://sites.google.com/site/emstudies/